

在留資格認定証明書に基づく査証申請に必要な書類等一覧
(「興行」および「技能」を除く)

平成22年8月

1. 旅券(査証欄の余白が2頁以上あるもの。旧旅券を保有されている場合には旧旅券も併せて提出願います。)
2. 査証申請書(日本査証申請センター〈JVAC〉で備え付けのもの又は大使館ホームページよりプリントアウトしたもの) 1部
3. 写真(申請前6か月以内に撮影された縦4.5cm×横4.5cm、白黒、カラーを問わず無修正、無背景で鮮明なもの。申請書に貼付) 1枚
4. 質問票
(該当箇所にチェック及び記入、申請者の署名が必要) 1部
5. 在留資格認定証明書 原本・写し各1部
6. 住居登録証(タビアン・バーン) 原本・写し各1部
7. 初めての渡航で改姓・改名歴のある方、又は前回の渡航後、改姓・改名をされた方は、改姓・改名を証明する書類(改姓・改名証明書、婚姻、離婚証明書等) 原本・写し各1部

[留意事項]

申請の際には、次の事項について留意願います。

1. 提出書類が不備な場合は、申請は受理されません。
2. 旅券返却日は申請時に旅券と引き替えにお渡しするレシートに記載されていますのでご確認ください。最短で査証申請受付日を含め5営業日に返却しております。
また、査証を発給した場合には旅券に査証を貼付してあります。
しかしながら、初めて日本へ渡航される方等、渡航目的やその他個別の事情により審査に5営業日以上を要すると思われる方については、場合によって追加書類の提出をお願いするほか、申請人の方との面接や日本の外務省への照会等が必要となります。その際は、改めて審査が終了した時点でお電話する旨連絡させていただきます。希望の渡航予定日までに審査が終了しないこともありえますので、日数に余裕を持って早めに申請願います。(申請から1週間以上経過しても日本査証申請センター、又は、大使館から連絡がない場合は、当センターのホームページやお電話で審査状況をお問い合わせ頂くことが可能です。その際にはレシートに記載されたバーコード番号(数字8桁)をお伝え下さい。)
なお、即日発給等の早期発給要請には対応致しかねます。

[問い合わせ先]

日本査証申請センター(JVAC)
電話番号: 02-632-1541~4
ホームページ: <http://www.jp-vfsglobal-th.com>
Email: info.jpth@vfshelpline.com

在タイ日本国大使館領事部 査証班
電話番号: 02-207-8503、02-696-3003
FAX: 02-207-8511
ホームページ: <http://www.th.emb-japan.go.jp/index.htm>